

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器のユーザーの皆様へ

平成 27 年 4 月より **改正フロン法** が施行されます！

フロン類を冷媒に使用した業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器（第一種特定製品）について
定期的な点検の実施・記録の保存等が必要となります。

平成 13 年に制定された「フロン回収・破壊法」が改正され、新たに「フロン排出抑制法（以下、改正フロン法という。）」として平成 27 年 4 月から施行されます。

「改正フロン法」では、廃棄時・整備時におけるフロン類の回収と破壊に加え、

- フロン類やその使用製品の製造段階における取組
- 対象機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策 について新しく定められました。

対象機器の管理者には、

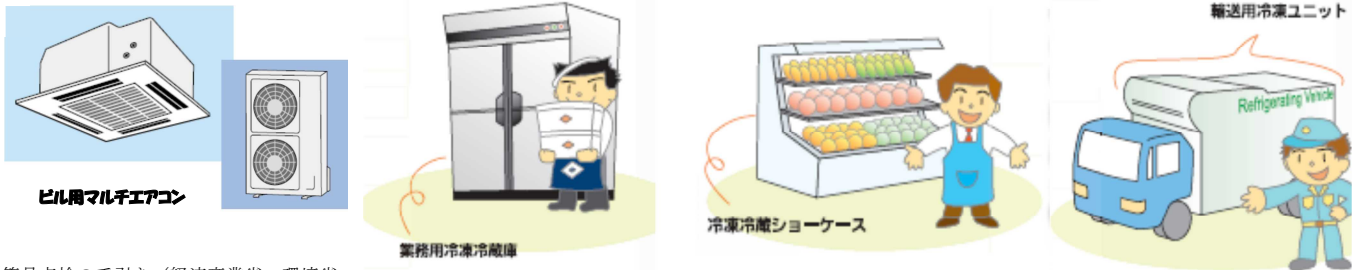
- ① 『判断の基準』に従い機器を管理すること
 - ② 一定規模以上の漏えいについて、事業所管大臣への報告を行うこと
- などが新たに必要となります。（裏面参照）

対象となる機器をお持ちかどうか、まずご確認ください

この法律の対象となる機器（第一種特定製品）は

『業務用として製造、販売された、エアコンディショナー、冷蔵機器および冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの』です。

例：パッケージエアコン、チラー、冷蔵・冷凍ショーケース、製氷機、冷水機、自動販売機 etc.



【簡易点検の手引き（経済産業省・環境省・一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会）より】

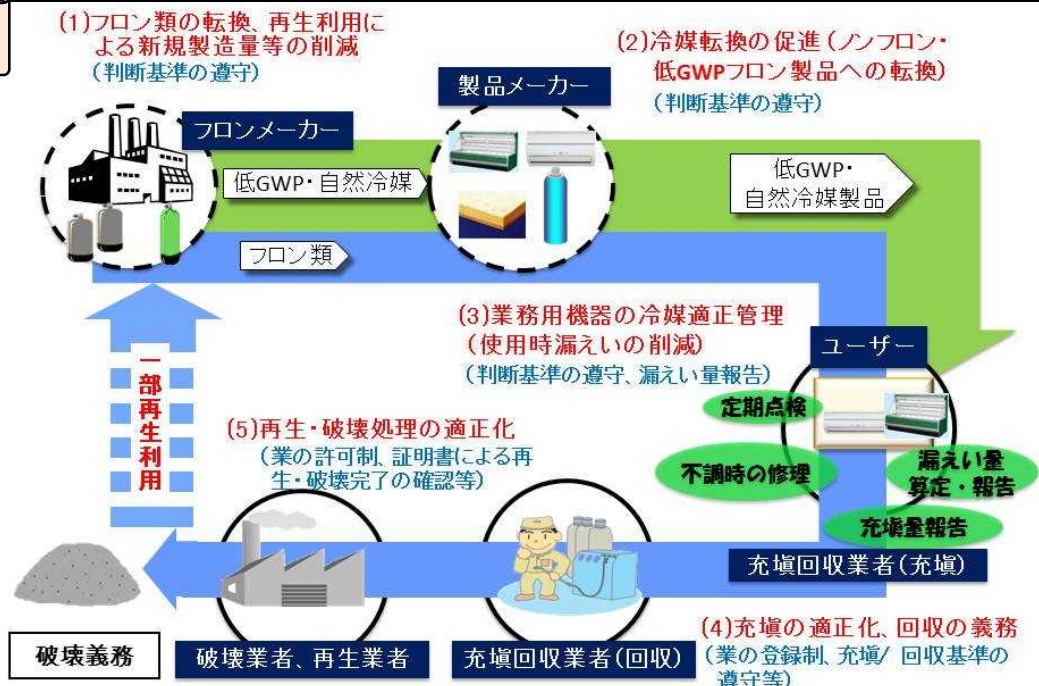
【フロン回収・破壊法 詳細版パンフレット（経済産業省・国土交通省・環境省）より】

- ※フロン類には特定フロン（CFC、HCFC）だけでなく、代替フロン（HFC）も含まれます。
- ※CO₂、HFO、水などフロン類以外の冷媒が使用されている機器は対象となりません。
- ※事業所において使用される家庭用冷蔵庫、エアコン等についても対象となりません。

改正フロン法の全体像

業務用冷凍・空調機器に使用される代替フロン類等の急増見込み
↓
ライフサイクル全体に包括的な対策を実施するよう、フロン回収・破壊法が改正されました

【出典：環境省資料】



対象機器の管理者には、新たに次のことが求められます

(1) 使用に際して取り組むべき措置（判断の基準）

① 第一種特定製品の適切な設置、適正な使用環境の維持および確保

- ・設置に際しては、点検および修理を適切に行うために必要な空間を確保すること
- ・機器および室外機周辺の定期的な清掃を行うこと

② 第一種特定製品の点検の実施

異音、製品外観の損傷、腐食、油にじみ等のフロン類漏えいの兆候の有無について点検を行うこと

(ア) 全ての第一種特定製品について（簡易定期点検）

→ 3ヶ月に一回以上の頻度で、管理者自身が目視での点検を行う等、可能な範囲で実施

(イ) 一定規模以上の第一種特定製品について（定期点検）

→ (ア)に加えて以下の頻度で第一種特定製品の構造、冷媒の取扱い方法等について、十分な知見を有する者による点検を実施（目視点検に加えて直接法（発泡液法等）、間接法（運転診断）またはこれらを組み合わせた方法による漏えい点検を実施）

製品区分	規模の区分 (当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力*について)	定期点検の頻度
冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kw以上の機器	1年に一回以上
エアコンディショナー	50kw以上の機器	1年に一回以上
	7.5kw以上 50kw未満の機器	3年に一回以上

*機器によって、「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などと記載されていることがあります。
不明な場合は、カタログ等により確認するか、機器メーカーに問い合わせてください。

③ 第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

- ・②の点検等でフロン類の漏えいや漏えいの原因となり得る機器の故障等を確認した場合には、速やかに原因究明のための点検および修理を行うこと
- ・修理をしないまま充填を繰り返すこと（繰り返し充填）は行わないこと

④ 第一種特定製品の整備の記録等

②、③の点検や修理の履歴（冷媒の充填・回収量等）を機器ごとに点検・整備記録簿に記載し、機器の廃棄時まで保存すること

(2) 一定規模以上の漏えいに係る国への報告

報告対象者は『フロン類の算定漏えい量がCO₂換算で年間1000t以上』の事業者です。

毎年度7月末までに前年度の漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければなりません。

（複数の事業所を管理する事業者（連鎖化事業者を含む）は全ての事業所の合計での判断となります。）

$$\text{算定漏えい量} = \text{[整備時の充填量* (kg)]} - \text{[整備時の回収量* (kg)]} \times \text{地球温暖化係数}$$

*充填回収業者から発行される充填証明書および回収証明書から確認

①所有する第一種特定製品のリスト化(定期点検の対象となる機器を整理等)

②点検・整備記録簿の用意

③定期点検・簡易定期点検の実施スケジュールを検討

など

平成27年4月からの施行に向け、管理体制の準備をお願いします。



ホームページの改正フロン法に関する情報もご確認ください。

(滋賀県 HP) <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/huron/h270401kaisei/01.html>

(環境省 HP) http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

お問合せ先	環境政策課環境管理担当	TEL 077-528-3357	FAX 077-528-4844
南部環境事務所	TEL 077-567-5444	湖東環境事務所	TEL 0749-27-2255
甲賀環境事務所	TEL 0748-63-6134	湖北環境事務所	TEL 0749-65-6650
東近江環境事務所	TEL 0748-22-7758	高島環境事務所	TEL 0740-22-6066

(H27.2 滋賀県作成)